

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		被保護者等住居・生活サービス提供事業者に対する勧告に従わない者に対する命令	
根拠条例・規則等名		さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（令和元年条例第 35 号）	
条 項		第 43 条第 2 項	
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 生活福祉課（電話：048-829-1844）	
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	第 4 3 条第 1 項の規定による勧告を受けた事業者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命じることができる。	
	設定等年月日	令和 2 年 4 月 1 日設定	令和 2 年 4 月 1 日最終改正
備 考			